

「年収の壁」問題および第3号被保険者制度についての意見

2023年9月21日

是枝 俊悟（大和総研）

【「年収の壁」問題の解決策について】

- ・「106万円の壁」問題の抜本的な解決策としては、週20時間未満（月8.8万円未満）の雇用者も含めた被用者保険の適用拡大が最適ではないか。
- ・週20時間未満の雇用者への適用拡大の具体的な手段として、「1.5号/2.5号被保険者制度」を提案する。週20時間未満の雇用者のうち第1号被保険者を、「1.5号被保険者」として扱い、厚生年金保険料（報酬の18.3%を労使折半）が国民年金保険料に満たない場合は雇用者に差額の国民年金保険料の納付を求める。第3号被保険者は、「2.5号被保険者」として扱い、厚生年金保険料が国民年金保険料に満たなくても差額の納付を求めない。給付は、1.5号・2.5号いずれも基礎・報酬比例ともに満額とする（ハーフにしない）。
- ・「1.5号/2.5号被保険者制度」の導入は、「収入の壁」問題を解決できるだけでなく、国民全体の年金を充実させる有力な施策である。

「1.5号/2.5号被保険者制度」導入による年金財政、就業への影響

（大和総研試算：ベースシナリオとの差分）

個人負担…年+0.4兆円弱、事業主負担…年+0.4兆円強、国庫負担…年+0.7兆円
最終所得代替率…+1.4%pt、就業時間を増加させる者（ピーク時）…226万人

【第3号被保険者制度の見直しについて】

- ・週20時間未満の雇用者への適用拡大が適切に行えるのであれば、就業調整の問題が解消するため、第3号被保険者制度見直しの優先度は下がる。
- ・第1号被保険者は第3号被保険者より就業調整の動機が弱いので、第3号被保険者を第1号被保険者に移行させることで、就業調整を行う者はいくらか減少する。
- ・現実的な見直し案として、例えば「1984年以後生まれ世代につき、第3号被保険者の範囲を家族ケア従事者に限定する」ことが考えられるが、国民年金財政悪化の副作用も大きい。

「3号縮小」による年金財政、就業への影響（大和総研試算：ベースシナリオとの差分）

個人負担…年+0.3兆円、事業主負担…年+0.1兆円、国庫負担…年▲1.4兆円
最終所得代替率…年▲2.2%pt、就業時間を増加させる者（ピーク時）…60万人

※ 週20～30時間の雇用者への適用拡大につき、企業規模要件を廃止したものをベースシナリオとした。
試算の条件、詳細は、大和総研ウェブサイトに掲載の「収入の壁」レポート①～③を参照。